

### 3 バリアフリー整備を重点的かつ一体的に行う地区

#### (1) 重点整備地区の設定

##### ア 考え方

本市では、これまで、市域内にあるすべての鉄道駅及び周辺のバリアフリー化を進めるため、鉄道駅から概ね1km圏内にある生活関連施設や生活関連経路を含む区域を重点整備地区として定め、重点的かつ一体的な整備を行ってきました。Step1の見直しではこれまでの重点整備地区を踏襲し残る事業を推進すると共に、新たにホーム柵の設置を進めます。

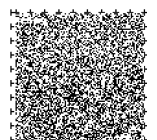
各地区の重点整備地区設定理由は以下のとおりです。

##### (ア) 江坂地区

江坂地区は、本市の商業・業務エリアの核として位置づけられます。特定旅客施設である江坂駅の利用者数は市内で最も多く、市内外から多くの人が集積していることなどから重点整備地区として選定しました。

##### (イ) 山田地区

山田地区は、丘陵地であり、良好な住環境が形成されています。駅周辺では、将来にわたって駅前としてふさわしい土地利用が図れる都市基盤の整備を目的とした山田駅周辺整備事業が実施されており、当該事業と一体となった効果的なバリアフリー整備を行うため、重点整備地区として選定しました。



## (ウ) 吹田・豊津地区

吹田・豊津地区は、市役所などの官公庁施設をはじめ、各種公共施設、医療・保健施設、福祉施設などが集中して立地しています。そのため、市域内外から多くの人々が訪れ、本市の中でも特にバリアフリー整備に対する要望が高い地区であることなどから、重点整備地区として選定しました。

## (エ) 桃山台地区

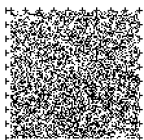
桃山台地区は、桃山台駅の利用者が多く、高齢者の方も多数利用されていること、加えて、周辺住民の方から早急な駅舎のバリアフリー化を望む要望が多いことなどから、重点整備地区に選定しました。

## (オ) 千里山・関大前地区

千里山駅周辺では、老朽化した千里山団地が、現在の生活ニーズに相応しい、新しい良質な住環境の供給が求められたことから、平成26(2014)年3月に建替えられました。

そこで、まちの将来像についてとりまとめ、地域が抱える課題の総合的・一体的な解消をめざした「千里山駅周辺まちづくり懇談会」が、平成17(2005)年7月に設立されました。

千里山・関大前地区では、懇談会と一体となった効率的・効果的なバリアフリー化整備を行うため、重点整備地区に選定しました。



みなみせんり ち く  
**(カ) 南千里地区**

みなみせんりえきしゅうへん い ち せんりみなみちく さいせいびけいかく ぐたいか  
南千里駅周辺に位置する千里南地区センターの再整備計画の具体化を  
けんとう みなみせんり ち く こんだんかい へいせい ねん がつ せつりつ  
検討するための南千里地区まちづくり懇談会が、平成17(2005)年9月に設立  
されました。

みなみせんり ち く みなみせんり ち く こんだんかい れんけい  
南千里地区では、この南千里地区まちづくり懇談会と連携してバリアフリ  
か せいび けんとう じゅうてんせいび ち く せんてい  
ー化整備を検討するため、重点整備地区に選定しました。

きしべ ち く  
**(キ) 岸部地区**

きしべえきしゅうへん こくりつじゅんかんきびょうけんきゅう しりつすいたしみんびょういん  
JR岸部駅周辺には、国立循環器病研究センター、市立吹田市民病院や  
おおさかがくいんだいがく りっち がくせい しいきないがい おお ひと おとず  
大阪学院大学などが立地し、学生をはじめ市域内外から多くの人々が訪れて  
りんせつ せつしつ はんきゅうしょうじゃくえき きしべ ち く おとず  
おり、隣接する摂津市には、阪急正雀駅があり、そこから岸部地区を訪  
ひと おお かんが  
れる人も多いと考えられます。

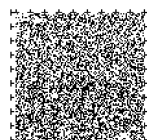
じゅうたく しゅうせき ち く きょうあいどうろ おお こうれいしゃ しょう  
しかし、住宅が集積する地区などでは狭隘道路が多く、高齢者、障が  
しゃ たい はいりよ じゅうばん ぶばん おお  
い者などに対する配慮が十分でない部分が多くあります。

きしべ ち く きしべえきしゅうへん せつしつこうつう  
岸部地区では、JR岸部駅周辺のまちづくりや、「摂津市交通バリアフリー  
きほんこうそう れんけい はか じゅうてんてき いったいてき せいび おこな じゅうてん  
基本構想」との連携を図り、重点的かつ一体的な整備を行うため、重点  
せいび ち く せんてい  
整備地区に選定しました。

きたせんり ち く  
**(ク) 北千里地区**

きたせんり ち く せんり せいび はんきゅうきたせんりえきおよ おお  
北千里地区は、千里ニュータウンとして整備され、阪急北千里駅及び多く  
こうきょうしせつ しょうぎょうしせつ はいち きたせんり ちゅうしん みどり  
の公共施設や商業施設が配置されているディオス北千里を中心に、緑  
ゆた かんせい じゅうかんきょう けいせい  
豊かで閑静な住環境が形成されてきました。

ちく ない おおさかだいがくいがくぶふぞくびょういん いるりょうしせつ こうきょうしせつ  
地区内には、大阪大学医学部付属病院などの医療施設や公共施設が  
しゅうせき しいきないがい おお ひと おとず じゅうてんせいび  
集積しているため、市域内外から多くの人々が訪れることから、重点整備



ちく せんてい  
地区に選定しました。

## ばんぱくこうえんしゅうへん ちく (ケ) 万博公園周辺地区

ばんぱくこうえんしゅうへん ちく しりつすいた  
万博公園周辺地区には、エキスポシティ、市立吹田サッカースタジアムや  
ばんぱくきねんこうえん こういきてき しゅうぎゃくりよく たか しせつ りっち とく  
万博記念公園など、広域的な集客力の高い施設が立地しています。特に  
ばんぱくきねんこうえんない ばんぱくきねんきょうぎじょう こくりつみんぞくがくはくぶつかん にほんみんげいかん  
万博記念公園内には、万博記念競技場、国立民族学博物館、日本民芸館など  
おお ひとびと した  
があり、多くの人々に親しまれています。

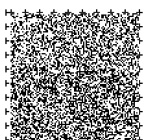
しせつ しゅうせき しいきないがい おお ひと おとず  
このような施設の集積により、市域内外から多くの人を訪れることから、  
じゅうてんせいび ちく せんてい  
重点整備地区に選定しました。

## みなみすいた ちく (コ) 南吹田地区

みなみすいた ちく へいせい ねんはる ひがしせん かいぎょう みなみすいたえき  
南吹田地区は平成31（2019）年春におおさか東線が開業し、JR南吹田駅  
せっち  
が設置されました。

みなみすいた ちく おおさかみなみすいたゆうびんきょく こうみんかん りっち  
南吹田地区には大阪南吹田郵便局や公民館の立地がみられますが、  
じゅうたく しゅうせき ちく こうじょう みっしゅう ちいき ふくいん せま  
住宅が集積する地区や工場が密集している地域などでは幅員の狭い  
どうろ おお こうれいしゃ しょう しゃ たい はいりよ じゅうぶん ぶん おお  
道路が多く、高齢者、障がい者などに対する配慮が十分でない部分が多く  
あります。

みなみすいた ちく みなみすいたちいき きほんけいかく こうりょ  
南吹田地区では、「南吹田地域のまちづくり基本計画」を考慮しつつ、  
じゅうてんてき いったいてき せいび おこな じゅうてんせいび ちく せんてい  
重点的かつ一体的な整備を行うため、重点整備地区に選定しました。



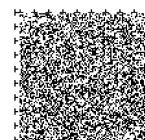
## イ 重点整備地区図

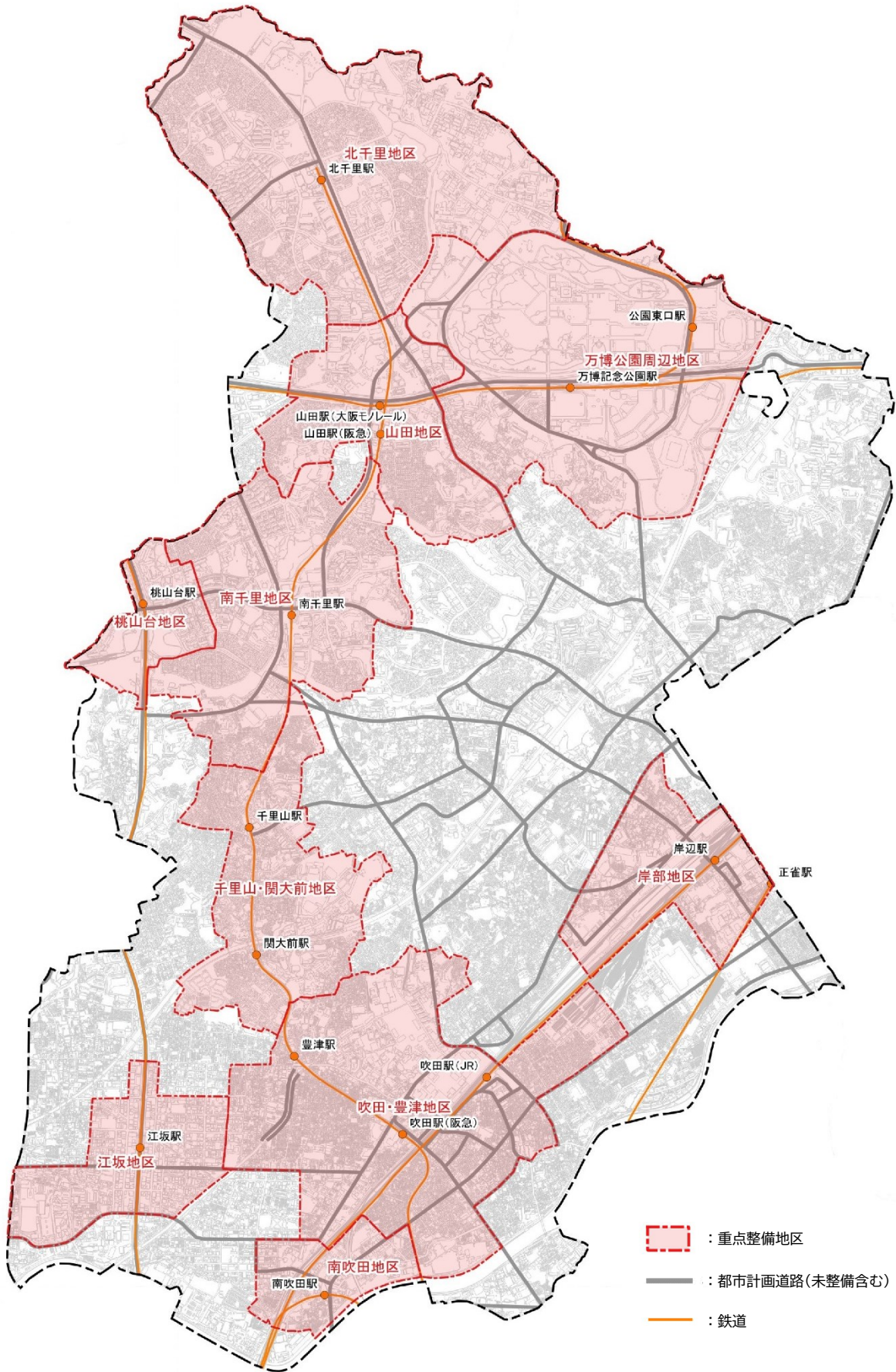
重点整備地区の一覧は、以下のとおりです。

No.	ちくめい 地区名	せっていじき 設定時期	めんせき 面積
1	えさかちく 江坂地区	へいせい ねんど 平成14 (2002) 年度	やく 約1.20 km <sup>2</sup>
2	やまだちく 山田地区	へいせい ねんど 平成14 (2002) 年度	やく 約1.50 km <sup>2</sup>
3	すいた とよつちく 吹田・豊津地区	へいせい ねんど 平成14 (2002) 年度	やく 約3.60 km <sup>2</sup>
4	ももやまだい ちく 桃山台地区※	へいせい ねんど 平成17 (2005) 年度	やく 約0.53 km <sup>2</sup>
5	せんりやま かんだいまえ ちく 千里山・関大前地区	へいせい ねんど 平成18 (2006) 年度	やく 約1.76 km <sup>2</sup>
6	みなみせんり ちく 南千里地区	へいせい ねんど 平成18 (2006) 年度	やく 約2.36 km <sup>2</sup>
7	きしべ ちく 岸部地区	へいせい ねんど 平成19 (2007) 年度	やく 約1.17 km <sup>2</sup>
8	きたせんり ちく 北千里地区	へいせい ねんど 平成19 (2007) 年度	やく 約3.52 km <sup>2</sup>
9	ばんぱくこうえんしゅうへん ちく 万博公園周辺地区	へいせい ねんど 平成19 (2007) 年度	やく 約3.63 km <sup>2</sup>
10	みなみすいた ちく 南吹田地区	へいせい ねんど 平成29 (2017) 年度	やく 約0.61 km <sup>2</sup>

※豊中市と共同で基本構想を策定しましたが、本見直しは吹田市域に関するものであること

とから、豊中市との協議により、吹田市域部分のみの記載としました。





ず し ない じゅうてんせいびちく はんい  
 図：市内の重点整備地区の範囲

## (2) 生活関連施設の設定

### ア 考え方

生活関連施設とは、バリアフリー法において「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他施設」と定められています。

各重点整備地区内における生活関連施設は、バリアフリー法の定義や、本市の基準を元に、以下の範囲とします。

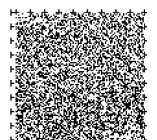
なお、具体的な施設の設定は、第2編で行います。

#### 【生活関連施設の定義】

高齢者、障がい者などが利用する施設のうち、規模や利用状況などの地域実情を勘案し選定された施設で、移動等円滑化のための事業実施の必要性が高く、実施可能性がある施設または既に移動等円滑化された施設。

#### 【施設用途別の設定の考え方】

旅客施設	鉄道駅（JR、阪急、大阪モノレール、北大阪急行、大阪メトロ）
公共・公益施設	国、府、市などの主な施設
教育施設	養護学校、大学、高等学校など
医療・保健施設	（医療施設）入院施設があり、病床数が100床以上
福祉施設	高齢者福祉施設、障がい者福祉施設など（通院通所施設であるものの）
公園	広域公園、総合公園、地区公園
商業施設	大規模小売店舗（1,000 m <sup>2</sup> 超）、中規模小売店舗（500～1,000 m <sup>2</sup> 以下）、商店街など
路外駐車場	駐車用の面積が500 m <sup>2</sup> 以上で、駐車料金を徴収するもの



### (3) 生活関連経路、準生活関連経路の設定

生活関連経路とは、バリアフリー法において「生活関連施設相互間の経路」

と定められています。

各重点整備地区内における生活関連経路は、バリアフリー法の定義や、

本市の基準を元に、以下の範囲とします。

なお、具体的な経路の設定は、第2編で行います。

#### ア 生活関連経路の考え方

主に特定旅客施設と生活関連施設を結ぶ経路のうち、移動等円滑化のため

の事業実施の必要性が高く、可能性がある経路または既に移動等円滑化され

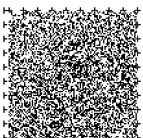
ている経路とします。

#### イ 準生活関連経路の考え方

主に特定旅客施設と生活関連施設を結ぶ経路のうち、移動等円滑化のため

の事業実施の必要性は高いが、事業実施が困難な経路であることなどの理由

により、長期的に事業実施に取り組む経路とします。





## (4) 重点整備地区における移動等の円滑化

今後、本基本構想に基づき、吹田市・公共交通事業者・施設設置管理者・

公安委員会が施設や道路などのバリアフリー化事業を実施していきます。

また、市民、施設設置管理者、行政機関などが互いに連携したソフト施策

を展開し、「心のバリアフリー」を推進していきます。なお、事業の区分は

以下のとおりとします。

### ア 公共交通特定事業

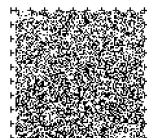
- ・ 特定旅客施設におけるバリアフリー設備（ホーム柵、エレベーター、トイレなど）の整備、これに伴う構造の変更に関する事業
- ・ 鉄道、バス、福祉タクシーなどの車両におけるバリアフリー整備（車両の低床化など）に関する事業

### イ 道路特定事業

- ・ 道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物の設置に関する事業
- ・ バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、段差解消など）に関する事業

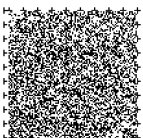
### ウ 交通安全特定事業

- ・ バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置に関する事業
- ・ バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における



## エ その他の事業

- ・ 上記に当てはまらない事業を「その他の事業」として整理します。
- ・ なお、現在は、路外駐車場・都市公園・建築物・教育啓発に係る特定事業は設定されていません。今後、施設設置管理者等との調整により事業化される際には、移動等円滑化基準に適合した整備に努めるとともに、生活関連経路などとの連続性確保に留意します。



## (5) バリアフリー化の整備水準

ほんこうもく か せいびすいじゅん  
本項目は、バリアフリー化事業の実施にあたり、目指すべき整備水準を示したものであり、各施設設置管理者等が問題意識を共有するためのものです。

いちぶ しせつ すで かいしょうず  
このため、一部の施設などにおいては、既に解消済みであるものや、  
こうぞうじょう りゆう たんきてき かいけつ ないよう ふく  
構造上などの理由により短期的に解決できない内容も含まれます。

せいびすいじゅん ぐたいてき じぎょうじっし み こ  
これら整備水準のうち、具体的に事業実施が見込まれるものについては、  
だい へん じぎょう いち  
第2編で事業を位置づけています。

## ア 鉄道駅、バス等

### 【基本的な考え方】

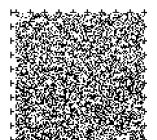
とくていりょかくしせつ えきしゃ こうれいしゃ しょう しゃ にんさんぶ ふく  
特定旅客施設となる駅舎においては、高齢者、障がい者、妊産婦などを含  
むだれもが、こうきょうようつうろ あんぜん あんしん いどう いどうとう  
円滑化された経路（以後「バリアフリー化経路」という。）を1経路以上設  
けるように努めます。

### 【ホーム柵の整備】

さく みせいび えき えきりようしゃ あんぜんせい かくほ  
ホーム柵が未整備の駅については、駅利用者の安全性を確保するため、  
しょうらいてき しないぜんえき せっち ひ つづ せいび そくしん つと  
将来的に市内全駅に設置されるよう引き続き整備の促進に努めます。

### 【垂直移動施設の整備】

- すいちよくいどうせつ せいび  
・ 垂直移動設備としてエレベーターを最優先に設置するよう努めます。



- ・エレベーターの構造は、車いす利用者、視覚障がい者、聴覚障がい者、妊産婦など、利用される方々の様々な特性に配慮するよう努めます。

### 【個別施設の整備改良等】

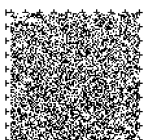
- ・視覚障がい者、聴覚障がい者、妊産婦などあらゆる方が、円滑に移動できるように階段に手すりを設置します。
- ・トイレは、オストメイト仕様トイレ、乳幼児連れの方のためのおむつ替えシートなどの整備に努めます。
- ・トイレの位置や男女別を、視覚障がい者などにも配慮しながらわかりやすく表示するよう努めます。

### 【誘導案内情報施設の整備】

- ・移動者の案内設備について、触地図、ピクトグラム、点字などを用いて、わかりやすいサインの配置に努めます。
- ・車両の運行情報（列車到着などの情報）を、駅利用者に情報提供するために可変式情報表示装置の設置に努めます。
- ・視覚障がい者の移動等円滑化の向上と安全性を確保するよう、視覚障がい者誘導用ブロック（プラットホーム縁端警告用内方表示ブロックを含む）の配置について検討し、整備に努めます。

### 【バス停】

- ・バス停の利用状況などを踏まえ、バス停に上屋、ベンチなどの設置に努



めます。

- ・ 路線図や時刻表などの案内表示を、わかりやすくします。

## 【ソフト施策】

- ・ 高齢者、障がい者などに対して適切な対応ができるよう研修などの教育

訓練を引き続き実施します。

- ・ 車両とホームの移動が不可能または困難な車いす使用者などの利用に

配慮し、スロープ板などによる駅員の補助を徹底するよう努めます。

## 【その他】

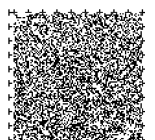
- ・ バス・タクシー・鉄道車両の新規導入の際には、バリアフリー基準に適

合する仕様とします。

- ・ バス車両においては、新規導入及び代替車両を低床バスとします。な

お、車いす使用者などが円滑に乗降できるノンステップバスを積極的

に導入します。



## イ 道路等

### 【基本的な考え方】

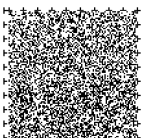
重点整備地区内の生活関連経路を構成する道路においては、令和8（2026）年度を目標に、だれもが安全で安心して移動及び利用できる歩道のバリアフリー基準を満たすよう整備を進めます。

### 【有効幅員の確保】

- 最低有効幅員は車いすがすれ違える2mとします。
- 道路横断面の構成の再構築などによる歩道の拡幅や、道路附属物・占用物などの移設、集約、側溝などの改良により有効幅員を確保するよう努めます。
- 歩行者や自転車の交通状況などを踏まえ、歩行者と自転車の分離を目的とし、自転車通行空間ネットワーク路線の整備に努めます。
- 歩行者、自転車、自動車の交通状況に応じて、歩車共存施策（コミュニティ道路、待避スペース、交通規制など）を検討します。

### 【舗装】

- 舗装面は、歩行者の安全性、快適性を確保するとともに、雨天時も安全で円滑な移動ができるよう平坦で滑りにくく、水はけの良い仕上げとします。
- つまずきなどの事故防止のため、舗装の老朽箇所は早急に補修するなど、適正な歩道の維持管理を進めます。



こうばい  
【勾配】

ほ こうしゃ くるま しょうしゃ とうはん こうはん よういせい はいりよ じゅうだんこうばい げんそく  
・歩行者、車いす使用者などの登坂・降坂の容易性に配慮し縦断勾配は原則  
5%以下とします。

くるま しょうしゃ いどう あまみず はいすい はいりよ おうだんこうばい げんそく い か  
・車いす使用者などの移動や雨水の排水に配慮し、横断勾配は原則1%以下  
とします。

じゅうだんこうばい きじゆん み ばあい すいちよくいどうしせつ きゅうけい  
・縦断勾配の基準を満たせない場合は、垂直移動施設や休憩スペースな  
どの検討を行います。

おうだんほどうとう きりさげぶ  
【横断歩道等との切下部】

ほどう おうだんほどう きょうかい くるま しょうしゃ えんかつ つうこう しかくしょう  
・歩道と横断歩道との境界には、車いす使用者の円滑な通行と視覚障  
がい者が境界部を認知できる安全性に配慮した段差を設けます。

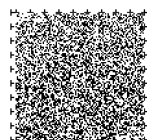
おうだんほどう せつぞく ほどう くるま しょうしゃ あんぜんせい はいりよ しんごう  
・横断歩道に接続する歩道には、車いす使用者の安全性などに配慮し、信号  
待ちする車いす使用者が滞留でき、かつ円滑に転回できる部分を確保す  
るよう努めます。

りったいおうだんしせつ  
【立体横断施設】

ほどう つうこうこんなん こうていさ ばあい けいしやろまた  
・歩道に通行困難な高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターなどによ  
り円滑な移動が行えるよう検討します。

はいすいしせつとう  
【排水施設等】

はいすいしせつ ふた くるま はくじょう お こ  
・排水施設の蓋は車いすのキャスター、白杖、ハイヒールなどが落ち込む  
ことがないように配慮すると共に、設置場所は可能な限り横断歩道以外の



ぶぶん せっち  
部分に設置します。

## 【視覚障がい者誘導用ブロック】

- しゅよう しかくしょう しゃゆうどうよう せっち せっち いち  
・主要なルートには視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。設置位置は、  
しかくしょう しゃ た ほ こう しゃ い どう はいりよ  
視覚障がい者とその他歩行者などの移動に配慮します。
- いろ きいろ きほん  
・色は、黄色を基本とします。
- こうちゆう いっていく かんぶんだん ばあい だいたい けいろじょう せっち  
・工事中などにおいて一定区間分断される場合には、代替の経路上に設置し  
ます。

## 【休憩施設】

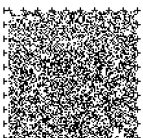
- ふくいん よゆう けいろ さかみち れんぞく けいろ  
・幅員に余裕がある経路、坂道が連続する経路については、ベンチなどの  
きゅうけいしせつ せっち  
休憩施設を設置します。

## 【横断防止柵等】

- じどうしゃ ほ こう しゃ こうつうじょうきょう ふ ほ こう しゃ あんぜんせい かくほ  
・自動車や歩行者の交通状況を踏まえ、歩行者の安全性を確保するための  
さく しょくじゆたい せっち  
柵や植樹帯を設置します。
- しょくじゆたい ほ こう しゃ かいてきせい かくほ みとお いどう そがい  
・植樹帯は、歩行者の快適性を確保しながら、見通しや移動を阻害しないよ  
はいりよ  
う配慮します。

## 【照明施設】

- ほ こう しゃ あんぜんせい かくほ こうつうじょうきょう ふ てきぎ どうろしょうめいどう  
・歩行者の安全性を確保するため、交通状況を踏まえ、適宜、道路照明灯  
せっち  
などを設置します。





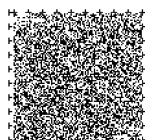
あんないせつび

## 【案内設備】

いどうしゃ あんないせつび ちず え も じ てんじ おんせい ふくごうてき ほうほう けんとう  
・移動者の案内設備を地図、絵文字、点字、音声などの複合的な方法を検討

しながら、わかりやすく、適切な位置に設置するよう努めるとともに、デ

ザインの統一化を図ります。



## ウ 交通安全施設等

### 【信号機】

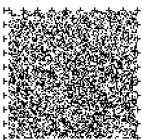
- ・安全に横断できる歩行者用青信号の時間の調整に努めます。
- ・歩行者や自動車の利用状況などを踏まえ、地域住民との協議を行いながら、音響信号機や、弱者感应信号機を必要とする箇所の検討を行い、導入を図ります。
- ・生活関連経路上の信号機については、歩行者の安全な横断に配慮した歩行者用信号灯器を設置します。

### 【横断歩道】

- ・生活関連経路上で、横断歩道の設置を必要とする箇所の検討を行い、整備に努めます。
- ・歩行者などの動線を調査し、横断歩道の移設が望ましい箇所においては、横断歩道の移設に努めます。

### 【その他】

- ・歩行者などの移動の円滑化を阻害する違法駐車などを防止する事業を重点的かつ計画的に実施するよう努めます。

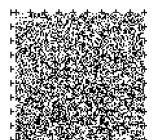


## 工 建築物

とくていけんちくぶつ とうくわいしや しやう しや にんさんが ふく  
特定建築物については、高齢者、障がい者、妊産婦などを含むだれもが、  
あんぜん あんしん いどうおよ りやう けんちくぶつとくていしせつ でいりぐち ろうか かいだん  
安全で安心して移動及び利用できるよう建築物特定施設（出入口、廊下、階段、  
エレベーター、べんじよ しきちないつうろ ちゆうしゃじやう いりぐちおよ けんちくぶつとくてい  
施設間の経路のバリアフリー化に努めます。

なほ、バリアフリー化整備は、けんちくぶついでうとうえんかつかきじゆん てきごう  
なお、バリアフリー化整備は、建築物移動等円滑化基準に適合するよう、  
い か せいび つと こうれいしや しやう しや いどうじ ほじよ しせつ  
以下の整備に努めます。また、高齢者、障がい者などの移動時の補助、施設  
しょくいん かんけいしやきやういく じゆうじつ いどうけいろ かんばん しょうひん てつきよ  
職員などの関係者教育の充実、移動経路における看板・商品の撤去など  
のソフト事業を継続的に実施します。

こ う 項 目	ない よう 内 容
でいりぐち 出入口	ひつやう はば かくほ じどうどびら くるま しょうしや ようい かいへい 必要な幅の確保や、自動扉または車いす使用者が容易に開閉で どびら せいび かいりやう きる扉への整備・改良
ろうかとう 廊下等	ひつやう はば かくほ すべ ゆかめん せいび かいりやう 必要な幅の確保や滑りにくい床面への整備・改良
かいだん 階段	て せいび かいりやう 手すりなどの整備・改良
スロープ	ひつやう はば かくほ こうばい かいぜん て せいび かいりやう 必要な幅の確保や勾配の改善、手すりなどの整備・改良
エレベーター等	せいび かいりやう エレベーターの整備・改良
トイレ	くるま よう およ しょう ふく たきのう 車いす用トイレ及びオストメイト仕様トイレを含む多機能トイ せいび かいりやう だんさ て せいび かいりやう ゆかおきしき レの整備・改良、段差・手すりなどの整備・改良、床置き式また かべかけしき しょうべんき う ぐち ひく せっち は壁掛式の小便器（受け口の低いもの）の設置
しきちない つうろ 敷地内の通路	ほ こうしゃどうせん はいりよ つうろ か 歩行者動線に配慮した通路のバリアフリー化
ちゆう しゃ じやう 駐車場	くるま しょうしやようちゆうしゃ せいび かいりやう 車いす使用者用駐車ますの整備・改良
ゆうどうじやうほうあんないしせつ 誘導情報案内施設	しかくしょう しゃゆうどうよう せいび かいりやう 視覚障がい者誘導用ブロックの整備・改良 あんないひやうじ じゆうじつ 案内表示の充実



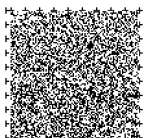
# と し こうえん オ 都市公園

と し こうえん 都市公園においては、こうれいしゃ 高齢者、しょう 障がい者、しや にんさんぶ 妊産婦などを含むだれもが、あんぜん あんしん 安全で安心して移動及び利用できるよう、とくていこうえんしせつ と し こうえん しゅよう 特定公園施設（都市公園の主要なけいろ こうせい えんろ およ ひろば きゅうけいじよ ちゅうしゃじょう べんじよ 経路を構成する園路及び広場、休憩所、駐車場、便所など）のバリアフリーか つと 一化に努めます。

なお、バリアフリー化整備は、かせいび と し こうえんいどうとうえんかつかきじゆん てきごう 都市公園移動等円滑化基準に適合するよう、い か せいび つと 以下の整備に努めます。

こ う 項 目	ない よう 内 容
えんろ およ ひろば 園路及び広場	ひつよう はば かくほ だんさ こうばい かいしゅう 必要な幅の確保、段差・勾配の解消
	か はいりよ ろめんほそう バリアフリー化に配慮した路面舗装
	かいだん て せいび かいりょう 階段への手すりなどの整備・改良
	こうばい かいぜん て せいび かいりょう スロープの勾配の改善、手すりなどの整備・改良
	こうれいしゃ しょう しゃ てんらく ぼしよ 高齢者、障がい者などが転落するおそれのある場所への、さくまた しかくしょう しゃゆうどうよう せっち 柵又は視覚障がい者誘導用ブロックの設置
トイレ	くるま よう およ しょう ふく 車いす用トイレ及びオストメイト仕様トイレを含む たきのう せいび かいりょう だんさ て せいび 多機能トイレの整備・改良、段差・手すりなどの整備・ かいりょう ゆかおきしき かべかけしき しょうべんき う ぐち ひく 改良、床置き式または壁掛式の小便器（受け口の低いもの） せっち の設置
こべつしせつ 個別施設※	か はいりよ しせつ せいび バリアフリー化に配慮した施設の整備
ちゅう しゃ じょう 駐車場	くるま しょうしゃようちゅうしゃ せいび かいりょう 車いす使用者用駐車ますの整備・改良
	くるま しょうしゃようちゅうしゃ ちゅうしゃじょう でいりぐち 車いす使用者用駐車ますから駐車場の出入口までの けいろ か 経路のバリアフリー化
ゆうどうじょうほうあんないしせつ 誘導情報案内施設	あんないひょうじ じゅうじつ 案内表示の充実

※きゅうけいじよ かんりじむしょ てあら ば  
※休憩所、管理事務所、手洗い場など



## ろ が い ちゅう しゃ じょう カ 路外駐 車 場

とくてい ろ が い ちゅう しゃ じょう ちゅう しゃ じょう くるま しょう しゃ ちゅう しゃ し せつ  
特定路外駐 車 場となる駐 車 場においては、車 いす使用者駐 車 施設を  
いじょうもう つと くるま しょう しゃ くるま しょう しゃ ちゅう しゃ  
1以上設けるように努めます。また、車 いす使用者が車 いす使用者駐 車  
し せつ こうきょうよう ところ あんぜん あんしん いどう いどうとうえん かつか  
施設から公共用通路などまで、安全で安心して移動できる移動等円滑化さ  
けいろ か けいろ けいろいじょうもう つと  
れた経路（バリアフリー化経路）を1経路以上設けるように努めます。

## こころ キ 心のバリアフリー

- し せつ せつ び つう ろ つか い じ し せつ しよくいん し みる  
・施設や設備、通路をより使いやすく維持していくために、施設職員や市民  
ひとり ひとり こうれい しゃ しょう しゃ たい り かい ふか ひつよう おう たす  
一人ひとりが高齢者、障がい者などに対する理解を深め、必要に応じた助  
けができるよう、普及啓発を実施します。  
つうこう しょう ほう ち じてん しゃ い ほう かん ばん るい てつきよ じっし  
・通行の障がいになっている放置自転車、違法看板類の撤去を実施すると  
ともに、マナー向上のための広報・啓発活動を実施します。また、い ほう  
ちゅう しゃ ぼう し こう ほう けい は つ か つ どう じっし  
駐 車 防止のための広報・啓発活動を実施します。

